

平成 28 年度 山口県産業保健連絡協議会・ 山口県医師会産業医部会合同協議会

と き 平成 28 年 11 月 17 日 (木) 15:00 ~ 16:00

ところ 山口県医師会 6 階会議室

[報告 : 常任理事 藤本 俊文]

毎年開催している標記協議会を今年度も開催し、今回は山口労働局の小松原正俊 局長にもご出席いただき、ご挨拶をいただいた。

小松原労働局長 山口県内における産業医学の進展にお力添えをいただいていることに感謝を申し上げる。特に先生方には、地域窓口として、各地域で中小企業の産業保健水準の向上にお取り組みいただいている。現在は、労働者健康安全機構へ事業が移っているが、設立の趣旨は、県内の中小企業の方々のために産業保健を推進するということであり、これは労働局の大きな施策の一端であるので、ご協力をよろしく願いたい。また、ストレスチェックについては、平成 27 年からスタートし、ちょうど 1 年が経過するところである。各事業場から、ストレスチェックの結果について報告いただくことになっているが、今のところ、順調に報告がなされている。今後は、報告がない事業場に対して監督署から督促をする時期に入りますが、その際には、先生方にご協力いただくことになるかと思うのでよろしく願いたい。

協議事項

1. 労働衛生行政の動向について

山口労働局健康安全課長 藤村祐彦 労働衛生行政の動向として、主に 4 つのことについて説明する。

厚生労働省委託事業「腰痛予防対策講習会」

労働災害である腰痛は病院・社会福祉施設の看護、介護の現場において、予防対策が重要な課題となっており、中央労働災害防止協会が各地域において講習会を開催している。(注：山口県では平成 29 年 1 月 23 日に山口市小郡で実施された。)

受動喫煙防止対策助成金

喫煙防止対策として、平成 27 年 6 月 1 日から職場での受動喫煙防止対策(事業者・事業場の実状に応じた適切な措置)が事業者の努力義務となったが、この対策に取り組む中小企業に対する助成金制度を創設している(助成上限額:200 万円)。県内からは 5 件申請があり助成している。

ストレスチェック制度

平成 27 年 12 月 1 日から 50 名以上の労働者を使用する事業者に対して当制度が義務付けられているが、提出期限は明文化されていない。ストレスチェックを含めた一般の健康診断、その他、有機溶剤を扱う特殊健康診断、特定化学物質を使用する事業場に義務付けられる結果報告書の提出がある関係で、これらと織り交ぜて、29 年 1 月には労働基準監督署から督促することを考えており、その提出をもって、実施状況のある程度把握できるかと考えている。

なお、山口県内のストレスチェックを行う外部実施機関が少なく、嘱託産業医が面接指導を断ることなどで、面接相談対応に苦慮される声もある。

ストレスチェックの実施期限は 28 年 11 月 30 日までであるが、報告期限は明文化されていない。

他の一般健康診断、特殊健康診断は提出期限が定められているので、それらと織り交ぜて、労働基準監督署から督促をしていくと考えている。

労働災害を防止するためのリスクアセスメントの実施

労働安全衛生法が改正され、平成 28 年 6 月から、一定の危険有害性のある 640 の化学物質について、事業場におけるリスクアセスメントの実施、譲渡提供時の容器などへのラベル表示が義務化された。また、27 年 12 月に福井県の化学工

場におけるオルトートルイジンによる膀胱がん発症事案が大きく報道されたことを受けて、これを特定化学物質として規制しており、29 年 1 月 1 日に施行される。

また、オルトートルイジンを調査する過程で、オルトートルイジンを使用しない化成品等の製造事業所でも複数の労働者及び退職者に膀胱がんの病歴又は所見があることが明らかとなり、28 年 9 月に MOCA (3,3' - ジクロロ -4,4' - ジアミノジフェニルメタン) を取り扱う事業場の調査を行ったところ、県内において 6 事業所で使用していた。なお、MOCA は、建設工事現場の防水材、床材、全天候型舗装材に利用されるウレタン樹脂の硬化剤として使用されている。

2. 産業保健活動総合支援事業について

山口産業保健総合支援センター副所長 桐田秀信

事業内容として、大きくは産業保健関係者からの専門的相談対応、産業保健スタッフへの研修、事業者・労働者に対するストレスチェック、治療と就労の両立支援に関する啓発セミナー、メンタ

ルヘルス対策に関する教育、個別訪問を行っている。その他、地域産業保健センターを地域窓口として、常時 50 人未満の労働者を使用する事業場の産業保健活動や労働者の健康相談を無料で支援しているが、当センターの知名度が低いことを感じており、今後、高めていく対策を考えていきたい。

当センター主催のセミナーを開催しているが、アンケートで要望のあったもの、ニーズにあったものを平成 28 年度は 12 回開催している。

また、「事業場における治療と職業支援の両立支援」については、厚生労働省が 28 年 2 月に示したガイドラインに基づいて事業者に取り組んでいただきたいというものであり、当センターが支援を行っている。当センターでは、休業者の復職希望者を対象に支援する一方で、再就職希望者はハローワークが対応する。

両立支援の進め方は、次のとおりである。

①労働者が主治医に作成してもらった書面（配慮事項に関する意見書）を事業者に提出し、支援を求める申し出を行う。

出席者

山口労働局

局長 小松原正俊
健康安全課長 藤村 祐彦

(一社) 山口県労働基準協会

専務理事 原 哲夫

山口県経営者協会

専務理事 西田 隆男

山口産業保健総合支援センター

副所長 桐田 秀信

(公財) 山口県予防保健協会

専務理事兼事務局長 山田 勇

県医師会産業医部会

部会長・防府支部長 山縣 三紀
徳山支部長 山本 真二
山口支部長 林 大資
宇部支部長 若松 隆史
小野田支部長 川端 章弘
下関支部長 吉水 一郎
萩支部長 村田 高茂
監事 山本 貞壽
監事 武内 節夫

県医師会

常任理事 藤本 俊文
理 事 舩津 浩彦
理 事 山下 哲男

②事業者が主治医からの情報を産業医などに提供し、必要な措置や配慮についての意見を聴取する。
 ③事業者が主治医、産業医などの意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就業上の措置を決定し、実施する（両立支援プランの作成が望ましい）。

これらに伴う当センターの関わり方については、次のとおりである。

- ①人事労務担当者、産業保健スタッフ、医療関係者に対する研修・情報提供を行う。
- ②両立支援に取り組む関係者への個別訪問・相談対応を行い、企業側に整備体制づくりを行ってもらう。
- ③医療機関と連携し、患者から復職の申し出があった際に、患者の同意をもって、企業・労働者の仲介者となり調整支援を行う。

今後、両立支援制度を促進するために、「普及促進協議会」を立ち上げるようになっており、本日お集まりの方に委員となっていただくことを予定している。

その他、従業員数 50 人未満の事業場で、ストレスチェック及びストレスチェック後の面接指導を実施した場合の助成金の申請期間が平成 29 年 1 月末から 2 月末まで延長された。

3. 勤労者健康教育の取組みについて

山口県労働基準協会専務理事 原 哲夫 当協会では、総合的な健康教育について、衛生管理者、安全衛生従事者等の管理者に対して、教育を行っている。また、心と体の教育として、メンタルヘルス教育、受動喫煙防止対策等の労務研究会を行っている。

『若き日（青春時代）の思い出』原稿募集

投稿規程

字数：1 頁 1,500 字程度

- 1) タイトルをお付けください。
- 2) 他誌に未発表のものに限ります。
- 3) 同一会員の掲載は、原則、年 3 回以内とさせていただきます。
- 4) 編集方針によって誤字、脱字の訂正や句読点の挿入等を行う場合があります。また、送り仮名、数字等に手を加えさせていただくことがありますので、ある意図をもって書かれている場合は、その旨を添え書きください。
- 5) ペンネームでの投稿は不可とさせていただきます。
- 6) 送付方法は電子メール又は CD-R、USB メモリ等による郵送（プリントアウトした原稿も添えてください）をお願いします。
- 7) 原稿の採用につきましては、提出された月の翌月に開催する広報委員会で検討させていただきますが、内容によっては、掲載できない場合があります。

【原稿提出先】

山口県医師会事務局 広報・情報課

〒 753-0814 山口市吉敷下東 3-1-1 山口県総合保健会館 5 階

TEL：083-922-2510 FAX：083-922-2527

E-mail kaihou@yamaguchi.med.or.jp